

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第6号

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則

四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約不適合)</p> <p>第42条 受注者は、第36条の規定により工事目的物の引渡しを受けた日から<u>2年間</u>は、工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「<u>契約不適合</u>」という。）があるときは、その修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完又はその契約不適合によって生じた損害賠償、代金の減額又は契約の解除について、その責めを負わなければならない。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合について、受注者は、引渡しを受けた日から1年間は、その責めを負わなければなら</p>	<p>(かし担保)</p> <p>第42条 受注者は、第36条の規定により工事目的物の引渡しを受けた日から<u>1年間</u>は、工事目的物のかしを修補し、又はそのかしによって生じた損害の補償について、その責めを負わなければならない。ただし、この期間は、<u>石造、土造、れんが造、金属造、コンクリート造の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等若しくは地盤のかし又はこれによる損害については、2年とする。</u></p>

い。

3 受託者は、第36条の規定により成果物の引渡しを受けた日から3年間は、成果物の契約不適合があるときは、その履行の追完又はその契約不適合によって生じた損害賠償、代金の減額又は契約の解除について、その責めを負わなければならない。

(催告による解除)

第44条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当する場合は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

(1) (略)

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(3)及び(4) (略)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

2 受託者は、第36条の規定により成果物の引渡しを受けた日から3年間は、成果物のかきを修補し、又はそのかきによって生じた損害の補償について、その責めを負わなければならない。

3 かきが、受注者等の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

(契約の解除)

第44条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) (略)

(2) 受注者等の責めに帰する事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)及び(4) (略)

(5) 前4号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 次条第1項の規定によらないで契

約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)又は受託者(受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 受注者等又はその役員等(法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。)が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体(以下「暴力団」という。)の関係者で

あると認められるとき、又は暴力
団関係者（暴力団、暴力団員に協
力し、若しくは関与する等これと
関わりを持つ者又は集团的若しく
は常習的に暴力的不法行為等を行
うおそれがある組織の関係者とし
て、警察等捜査機関から通報があ
った者若しくは警察等捜査機関が
確認した者をいう。以下この号に
おいて同じ。）が経営に実質的に
関与していると認められるとき。

イ 受注者等又はその役員等が、自
社、自己若しくは第三者の不正の
利益を図り、又は第三者に損害を
加える目的をもって、暴力団の威
力又は暴力団関係者を利用するな
どしていると認められるとき。

ウ 受注者等又はその役員等が、暴
力団又は暴力団関係者若しくは暴
力団関係者が経営又は運営に実質
的に関与していると認められる法
人、組合等に対して直接又は間接
を問わず資金等を供給し、又は便
宜を供与するなど積極的に暴力団
の維持運営に協力し、若しくは関
与していると認められるとき。

エ 受注者等又はその役員等が、暴
力団又は暴力団関係者と暴力団等
排除要綱別表第1第4項に規定す
る密接な関係を有していると認め
られるとき。

オ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者等又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与しているとして認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者等の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人

を含む。)として使用し、又は再委託(すべての再委託を含む。)していた場合に発注者が受注者等に対し又は受注者等を通じて当該契約の解除を求め、受注者等がこれに従わなかったとき。

コ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ 受注者等又は下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者等に対し又は受注者等を通じて当該契約の解除を求め、受注者等がこれに従わなかったとき。

シ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員

等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

(8) 契約の入札に関し、前条各号の規定に該当したとき。

(催告によらない解除)

第45条 市長は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(3) 受注者等が契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者等の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者等がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定

の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者等が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者等がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第47条又は第48条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）又は受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するものとして四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 受注者等又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、

支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあつては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。)が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 受注者等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

ウ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴

力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第4項に規定する密接な関係を有していると認められるとき。

オ 受注者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と暴力団等排除要綱別表第1第5項に規定する社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者等又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者等の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。

ク 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者であること
を知りながら、その者を下請負人として使用し、又は再委託したとき。

ケ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）として使用し、又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が受注者等に対し又は受注者等を通じて当該契約の解除を求め、受注者等がこれに従わなかったとき。

コ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等であることを知りながら、資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。

サ 受注者等又は下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）が、市の発注する工事又は委託の契約を履行するに当たり、

暴力団等排除要綱別表第1に掲げる一に該当する同要綱別表第2に規定する資材販売業者等から資材を購入し、又は同要綱別表第2に規定する施設若しくは廃棄物処理業者を使用していた場合に発注者が受注者等に対し又は受注者等を通じて当該契約の解除を求め、受注者等がこれに従わなかったとき。

シ 受注者等が、市の発注する工事又は委託の契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

(9) 契約の入札に関し、第43条各号の規定に該当したとき。

(解除の制限)

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者等の催告による解除)

第47条 受注者等は、市長が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行

第45条 受注者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者等の催告によらない解除)

第48条 受注者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第26条第1項、第27条第1項又は第29条の規定による工事内容の変更のため契約金額が、当初の契約金額に比し3分の2以上減少したとき。
- (2) 第27条第1項の規定による工事中止の期間が、工期の2分の1を超えたとき。

(受注者等の解除の制限)

- (1) 第26条第1項、第27条第1項又は第29条の規定による工事内容の変更のため契約金額が、当初の契約金額に比し3分の2以上減少したとき。
- (2) 第27条第1項の規定による工事中止の期間が、工期の2分の1を超えたとき。
- (3) 市長が契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能になったとき。

<p><u>第49条</u> <u>第47条又は前条各号に定める場合が受注者等の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者等は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</u></p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p><u>第51条</u> (略)</p> <p>(<u>建設工事</u>請負契約に関する紛争の解決)</p> <p><u>第52条</u> <u>建設工事</u>請負契約に関し紛争を生じたときは、法第25条に規定する建設工事紛争審査会のあつせん、調停又は仲裁により解決するものとし、第13条第1項第1号の契約書に仲裁合意書を添付するものとする。</p> <p><u>第53条</u> (略)</p>	<p><u>第46条</u> (略)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>(請負契約に関する紛争の解決)</p> <p><u>第48条</u> 請負契約に関し紛争を生じたときは、法第25条に規定する建設工事紛争審査会のあつせん、調停又は仲裁により解決するものとし、第13条第1項第1号の契約書に仲裁合意書を添付するものとする。</p> <p><u>第49条</u> (略)</p>
---	--

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第11条関係）

入 札 書

年 月 日

四日市市長

入札者 住所
氏 名

㊦

入 札 額									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

工事（納入）場所	四日市市 地内
工 事 名 （件 名）	
入 札 保 証 金	

上記金額にその100分の10に相当する額を加算して得た金額で四日市市契約施行規則及び四日市市工事執行規則により入札します。

- ㊦ 1 この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し数字は、アラビア数字を用いること。
- 2 金額の訂正は認めない。

第2号様式（第11条関係）

見 積 書

年 月 日

四日市市長

見積者 住 所
氏 名

㊞

見 積 額									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

工事（納入）場所	四日市市 地内
工 事 名 （件 名）	

上記金額にその100分の10に相当する額を加算して得た金額で四日市市契約施行規則及び四日市市工事執行規則により見積りします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市工事執行規則は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結している契約については、なお従前の例による。

(総務部調達契約課)